

## 富山県ホームページ企業広告取扱業務に係る条件付き一般競争入札について

富山県ホームページ企業広告取扱業務について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 23 日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名及び数量

富山県ホームページ企業広告取扱業務  
県民向けトップページ (<https://www.pref.toyama.jp/>) 及び事業者向けトップページ、魅力・観光トップページの下部（仕様書別紙参照）（3 ページとも同じ広告が表示される）に 20 枠

#### (2) 広告掲載の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者の資格は、次に掲げる条件のすべてを満たすものであること。

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 7 年富山県告示第 118 号）第 1 の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和 62 年富山県規則第 17 号）第 86 条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、富山県から物品事務取扱要領第 10 条第 2 項の規定による競争入札参加資格の停止を受けていない者であること。
- (4) 過去 5 年の間に広告掲載に係る業務を履行した実績を有する者であること。

### 3 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（様式 2）及び入札説明書で定める書類を 4 (2) に掲げる期限までに 4 (1) に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができず、既に入札書を提出しているときは、当該者の入札は無効とする。
- (3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、令和8年3月27日(金)までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

#### 4 入札参加申込書及び入札説明書等

- (1) 入札参加申込書、入札説明書に定める書類の提出場所及び問合せ先  
(この公告に関する事務を担当する室課の名称)  
〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号  
富山県知事政策局広報課  
電話 076-444-3133 (直通)
- (2) 入札参加申込書及び入札説明書に定める書類の提出期限  
令和8年3月25日(水) 午後5時15分
- (3) 入札説明書等の配布  
令和8年3月23日(月)以降、入札説明書等を富山県ホームページ「富山県ホームページ企業広告取扱業務に係る条件付き一般競争入札の実施について」からダウンロードすること。

#### 5 入札方法及び日時、場所

- (1) 入札方法  
出場入札又は郵便入札
- (2) 入札・開札日時及び場所  
ア 日時 令和8年3月31日(火) 午前9時00分  
イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号  
富山県庁本館 1 階入札室 (135 号室)
- (3) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを必ず持参すること。
- (4) 郵便による入札書(様式1)の提出を行う者は、3(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封のうえ、郵便書留により、令和8年3月30日(月) 午後5時15分までに4の(1)の担当部署に必

着するよう行わなければならない。

## 6 入札保証金に関する事項

免除する。

## 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した業務を遂行できると富山県が認めた者のうち、予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、再入札を行うものとする。再入札の実施については、1回目の最高応札金額、再入札の入札書到達期限及び開札日を、入札参加者（辞退及び棄権した者を除く）に通知する。再入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書を作成するものとする。
- (2) その他詳細は、入札説明書による。

(3) 議会により当事業の予算が否決された場合は、当事業は中止する。